

# 鶴見支部だより

<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html>

No. 156 令和3年8月号

発行者  
公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会  
鶴見支部  
〒230-0051  
横浜市鶴見区鶴見中央三丁目 26番4号  
(鶴見商工会館2階)  
電話 045-503-0017  
FAX 045-505-3411  
発行責任者  
支部長 藤井 達也

## 第72回 全国労働衛生週間鶴見地区推進大会開催案内

日時：令和3年9月6（月）13:20～16:20  
場所：鶴見区民文化センター サルビアホール  
<JR鶴見駅東口より徒歩2分 シークレイン4階>  
司会：（公社）神奈川労務安全衛生協会鶴見支部  
(株)京三製作所  
施設・安全管理部長 井戸 昭仁

新型コロナウイルス  
感染症が急増してい  
ますので **中止**  
します。

1	13:20—13:25	5分	開会の辞	(公社) 神奈川労務安全衛生協会鶴見支部 支部長 (株)京三製作所 執行役員 藤井 達也氏
2	13:25—13:30	5分	挨拶	鶴見労働基準監督署 署長 塚田 和男氏
3	13:30—13:35	5分		横浜市鶴見区 区長 森 健二氏
4	13:35—13:40	5分	祝辞	鶴見区工業会 会長 寺嶋 之朗氏
5	13:40—13:45	5分		鶴見区医師会 会長 芝山 幸久氏
6	13:45—13:50	5分	大会宣言	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鶴見分会 会長 不動田 昌弘氏
7	13:50—14:00	10分	休憩	
8	14:00—14:30	30分	労働衛生週間実施要綱について	鶴見労働基準監督署 第二方面主任監督官 後藤 健夫氏
9	14:30—14:40	10分	休憩	
10	14:40—16:10	90分	特別講演	『免疫力を高めて毎日を元気に』 ～健康力アップ・健康ストレッチ講座 (有)ナムグローバル 代表取締役 ヘルスケアコンサルタント 岩尾 加寿美氏
11	16:10—16:15	5分	閉会の辞	神奈川県社会保険労務士鶴見支部 副支部長 内藤 恵子氏

# 全国労働衛生週間を迎えて

今年のスローガンは

「向き合おう！ こころとからだの  
健康管理」です。

厚生労働省は、10月1日（金）から7日（木）まで、令和3年度「全国労働衛生週間」を実施します。全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で72回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡回やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“3つの密”((1)密閉(2)密集(3)密接)を避けることを徹底しつつ、各事業所の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施します。

全国労働衛生週間を活用し、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策の推進、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ職場における新型ウイルス感染症の予防対策の推進、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

## 第94回全国安全週間 鶴見地区推進大会開催される。

第94回全国安全週間「鶴見地区推進大会」は、6月9日（水）午後1時20分より、例年のとおり鶴見労働基準監督署ご後援のもと、労働基準関係団体共催で、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で会場を鶴見区民センター サルビアホールで開催されました。

当日は、株京三製作所の井戸施設・安全管理部長の司会進行で、開会の辞は支部長の㈱京三製作所執行役員の藤井様、ご挨拶は鶴見労働基準監督署・署長の塚田様、ご祝辞は鶴見区長・工業会会长・鶴見医師会長からいただき、建設業労働災害防止協会鶴見分会・会長の大会宣言と続きました。休憩をはさんで鶴見労働基準監督署第二方面主任監督官から、安全週間実施要綱についてのご講話をいただきました。

そして特別講演は、東京大学医学部附属病院・22世紀医療センター特任教授の松平様から「転倒・腰痛予防と健康長寿に向けた対策～いきいきと働き続けるために～」と題し、実演を含めてすべり・踏み外し・転倒災害が多い中、貴重なお話を約90分していただきました。

引き続いて、陸上貨物運送事業労働災害防止協会鶴見分会・会長の閉会の辞で幕を閉じました。



# 鶴見労働基準監督署からのお知らせ

各会員企業様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、積極的に取り組みいただき感謝申し上げます。

今回、厚生労働省のホームページで掲載している「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）令和3年7月5日版」の中から一部を抜粋しご紹介したいと思います。詳しくは当該ホームページの記事をご確認ください。厚生労働省のホームページのアドレスは、

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html)  
になります。

## 5 労働時間（変形労働時間制、36協定の特別条項など）

問2 36協定においては、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）では、限度時間（月45時間・年360時間）を超えることができるとされていますが、新型コロナウイルス感染症関連で、休む従業員が増えたときに残りの従業員が多く働くこととなった場合には、特別条項の対象となるのでしょうか。

答え（要点） 今般のコロナウイルス感染症の状況については、36協定の締結当時には想定し得ないものであると考えられるため、例えば、36協定の「臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合」に、繁忙の理由がコロナウイルス感染症とするものであることが、明記されていなくとも、一般的には、特別条項の理由として認められるものです。

## 6 安全衛生

問3 健康診断実施機関の予約が取れない場合など、労働安全衛生法等に基づく健康診断ができない場合は、どのように対応すればよいでしょうか。

答え（要点） 新型コロナウイルス感染症の影響等によって健康診断実施機関等の予約が取れない場合など、やむを得ず法定の期日までに健康診断を実施することが困難な場合も考えられるところです。そのような場合には、健康診断実施機関と協議の上、できるだけ早期に健康診断を実施できるよう実施計画を立て、計画に基づいて実施する必要があります。なお、実施計画を立てるに当たっては、昨年度以降の健康診断実施状況を確認の上、確実に実施できる計画を立てるとともに、感染拡大防止対策にも配慮してください。

## 7 労災補償

問9 労働者が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合、労災保険給付の対象となりますか。

答え（要点） ワクチン接種については、通常、労働者の自由意思に基づくものであることから、業務として行われるものとは認められず、労災保険給付の対象になりません。しかしながら、医療従事者等に係るワクチン接種については、医療提供体制の確保のため、ワクチン接種の接種順位が上位に位置付けられていることから、労働者の自由意思に基づくものではあるものの、医療機関等の事業主の事業目的の達成に資するものであり、労災保険における取扱いとしては、労働者の業務遂行のために必要な行為として、業務遂行に該当するものと認められることから、労災保険給付の対象となります。なお、高齢者施設等の従事者に係るワクチン接種についても、同様の取扱いとなります。

## わが社の安全衛生の取り組み



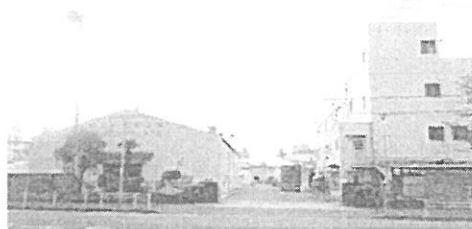
保土谷化学工業株式会社 横浜工場  
環境安全室長 澤野 正孝

### 1. 事業所概要

弊社は 1915 年に塩の電気分解による苛性ソーダの国产化を目的に設立され、当工場は 1939 年にスタートしました。

現在は横浜港に近いという立地を生かし、敷地（約 5 万 m<sup>2</sup>）の半分強が物流エリアで占められています。製造エリアではボールペン用インクや、スマートフォン裏側のアルミニウム部分を染める特殊な染料などを生産しています。

<正門>



### 2. 安全衛生活動の紹介

この数年間、特に力を入れて取り組んでいる事柄についてご紹介いたします。

製造エリアでは、多種多様な危険物や有害物質を使用することから、その取り扱いや操作の間違えは漏洩や火災などの事故災害に直結してしまいます。

現場では OJT による実務教育を行われていますが、「技術やノウハウの継承の難しさ」、「変更事項が作業標準書に反映されていない」、「安全な作業方法になっていない」、等の課題が散見されており、「初心者目線の作業標準書」への改定が課題となっていました。現在進めている改訂作業では、製造部門に任せきりにするのではなく、製造部以外の技術系社

員や工場長も参加することで、「曖昧な表現による勘違い」、「作業者間の理解レベルの平準化」、「実態に即した記載」などに重点を置き、地道な作業を行っています。

物流エリアにおいては、狭いエリアに多くの作業員やトラック、フォークリフトが混在していることから、安全の確保は大きな課題となっていました。

四半期ごとに物流安全会議を開催し、混在作業に潜む危険の排除や、消防法令の順守、保護具の完全着用、フォークリフト教育、熱中症対策について対策を図っています。

また、場内の安全確保には協力会社のリスク低減が不可欠であることから、協力会社に対してもリスクアセスメントの実施を義務付けています。

ここで重要なこととして、協力会社に任せきりにしないことと考えています。

協力会社は多くの課題設備的、②技術的、③資金的）を抱えている場合が多いので工場幹部も参加する RA 会議を開催して、内容を共有し、改善に向けた役割分担（協力会社ができること、関係会社や工場がやること）を決めています。

その他、3S（整理・整頓・清掃）と基本ルールの徹底にも取り組んでいます。

3S については、毎月会議を開き、各職場の問題点や課題について議論するとともに、巡回場所を決めて他部署（会議メンバー）からの気づきを与えていました。

基本ルールの徹底については、どんなに多種多様な安全衛生活動を計画しても、それを守る習慣が備わっていないと安全文化は醸成されないと想に基づき社会人として「ルールやマナーを守れる人財」の育成に取り組んでいます。

今後も安全操業と地域からの信頼維持に向けて、愚直に取り組んでいきたいと考えています。



代表取締役 片岡 正明

横浜市鶴見区鶴見中央 2-14-22  
電話 045(511)0121(代) FAX 045(503)0678

オフセット印刷全般 / データ製作 / 各種製本  
まごころ自費出版 / 社史・広報誌 / シルク印刷  
防災マップ / エコ・OA 対応製品 / シール印刷  
カレンダー / 封筒 / 名刺…etc.



株式会社 横浜工作所

- \* 構内船舶修理
- \* 船舶沖修理(出張工事)
- \* 部品・機械製作加工
- \* 陸上プラント整備
- \* 油圧ホース製作・取付



〒230-0052 横浜市鶴見区生麦 2-3-29  
TEL (045)503-5111 / FAX (045)503-5110  
<https://www.yew.co.jp> E-mail : mail@yew.co.jp



印刷のことなら当社へ！

【連絡先】有牛尾印刷 横浜市鶴見区戸手 2-3-50  
〒230-0003 TEL(045)584-1410 FAX(045)584-6443  
[E-mail] ushio-p@h8.dion.ne.jp



## 新規会員募集

鶴見支部では、鶴見区内にある事業場で、当協会に未加入の事業場に対して加入促進活動を行っています。  
近隣で、またはお知り合いで未加入事業場がございましたら、事務局まで是非ご紹介下さい。

事務局 TEL 503-0017 FAX 505-3411